

令和3年度第1回多良木町議会(6月定例会議)

招 集 年 月 日	令和3年6月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和3年6月15日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和3年6月15日			午後0時05分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	7番	源 嶋 た ま み		8番	豊 永 好 人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	—		生涯学習課	矢 立 健	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	岡 本 雅 博	
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文		住民ほけん課		
	総 務 課 長	仲 川 広 人		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課	那 須 研 太 郎	
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企 画 観 光 課			建 設 課		
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純		農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明	
	危 機 管 理 防 災 課	大 森 博 範		農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	東 健 一 郎		産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋	
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
同意第1号	固定資産評価員の選任について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
同意第2号	副町長の選任について
	多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日はお手元に配付しておきました議事日程表のとおり議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本日は配付しておきました議事日程表のとおり進めてまいります。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋 裕子さん) それでは日程第 1、一般質問を行います。

11 番猪原清さんの一般質問を許可します。

11 番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11 番(猪原 清君) それでは一般質問を行います。私が最後でとりですので、大分聞かれたことはいたずらに時間を費やすことなく、粛々と進めますのでよろしくお願いします。

それでは通告書に従いまして、一般質問を行います。

質問事項第 1 番、防災について。これは昨日の同僚のふた議員それぞれ聞かれましたので、小林課長も散々昨日、小林課長じゃなかった椎葉課長も散々昨日は答えられましたので、今日もお願いしたいと思います。わざとです。

質問の要旨 1、危機管理防災課が新設され、災害対応の更なる充実が期待されています。発災時に重要となる地域の防災組織との部隊連携をはじめとした課の役割と業務及び事務内容について伺いたいということで、令和 2 年地域防災計画をいただきました。令和 3 年計画もこれに準ずるものになるとは思いますが、今年度、課として新設された危機管理課、危機管理防災課として、防災業務に具体的にどのように取り組むのか。県や自衛隊等、広域にわたるものはもとよりであります。発災後すぐに重要となる地域の防災組織、消防署、消防団、警察署、防災士会等との連携方策、訓練方策をはじめとした具体的な事務内容をお聞きしたいと思います。

危機管理防災課は町の防災の要となる部署であり、発災時はこの課、もちろん最高指揮者は町長であります。この課が中心になって各防災関連機関と統制する必要があると思います。既に県内は梅雨の時期であり、昨年のような集中豪雨が梅雨末期にかけて発生するリスクが高い状況において、これからどうこう言ってる場合ではありません。

まずは昨日は、今までの 2 カ月間の成果等聞かれましたが、私はこの具体的な事務内容、連携方策をお伺いしたいと思います。

○議長(高橋 裕子さん) これより、町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) それではお答えいたします。

危機管理防災課の発災時の役割と業務内容との質問でございますが、地域防災計画の中で、おおむね次のとおりとなっておりますのでございます。

まず本部室の事務に関すること。災害時応急措置及び他の対策部との連携調整に関するこ

と。民間団体に関すること。交通の指導及び緊急輸送に関すること。消防団の出動連絡に関すること。自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関することとございます。

先月の5月には2度の避難指示を発令いたしまして、その1回目の避難指示発令の際には、自衛隊から2名連絡員として庁舎に待機していただいております。その際にも、情報の共有を行ったところでございます。

また、消防団におきましても団長、副団長に来庁いただきまして、消防団への連携、連絡体制の強化を図ったところでございます。上球磨消防組合におきましても、先日開催されました防災会議の際に、上球磨消防組合災害対策本部設置要綱内で規定してあります、本部長は必要に応じ職員1名以上を構成町村に派遣する旨の説明を受けたところでございます。

地域の自主防災組織につきましては、先日6月6日に役員の情報伝達訓練を実施いたしまして、役員間の情報伝達訓練の後には危機管理防災課まで報告をしていただくよう依頼をしまして、全組織において参加していただき、連絡をいただきまして、連携が深まったと感じたところでございます。

発災時には平時からの訓練・研修が重要かと考えておりますので、引き続き様々な訓練を企画し、防災関係機関、自主防災組織との連携の強化を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 11番。

○11番（猪原 清君） 大体昨日聞かれたことだと思うんですけど、その訓練ですね、今課長が言われた訓練。以前、私が住んでいた東京都ではですね、毎年決まった日、防災の日9月1日ですね、関東大震災の日に都内全域を対象とした防災避難訓練を行ったり、各省庁での電車や自動車を使用しない参集訓練等を行って、予測困難な災害の被害を最小限に留めるための策をとっております。

危機管理防災課も、課の主導で防災訓練、避難訓練、職員の参集訓練等を企画して、町全体の防災意識と被害の最少化を図るべきだと考えます。実効性のある防災対応策を課に求めたいと思います。

東京都のような先進事例にある定期的かつ継続可能で実効性のある対策、方策は考えておられますか。先日は熊本県でも、大規模な水防訓練、東京都でも水防訓練が行われたニュースが出ていました。

警察、消防、自衛隊を含んだところでの訓練は、県主導の訓練だと思いますが、やはりせっかく危機管理防災課という中心の課ができましたので、町単位でも、この地域連携でもそういう防災訓練等を今後考えておられますか。その点お聞かせください。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

定期的かつ継続可能で実効性のある方策の考えはということでございますが、先ほども申しましたが、先日の6月6日に自主防災組織の役員間の情報伝達訓練を実施しておりまして、こちら毎年実施しておりまして、今年で3回目となります。この訓練が随分と浸透してきたのではないかと感じているところでございます。

また6月17日、明後日でございますが、全国一斉の緊急地震速報によるシェイクアウト訓練も予定しているところでございます。この訓練におきましても毎年、年に2回実施しておりまして、昨年の2回目の11月の訓練では小中学校での避難訓練が実施されておりまして、町民の防災意識の向上が図られているのではと感じているところでございます。

総合防災訓練につきましては令和元年度に実施しております。昨年度も実施する予定でしたが、コロナ禍ということもあり中止をしたところでございます。

今年度におきましては新型コロナウイルス感染症予防対策としての間仕切りですとか、体温計、防護服等の物品を購入しておりますので、感染症対策も想定した総合防災訓練を実施

したいと考えております。また訓練後には振り返りを行い、反省点については次回の訓練に反映していきたいと考えております。

シェイクアウト訓練などの自助による訓練、自主防災組織、共助による訓練、研修、そして総合防災訓練とこの三つの訓練がうまく機能しますとより効果的な訓練になるかと考えておりますので、引き続き研修会の実施、自主防災組織への訓練実施の働きかけを行っていきたくて考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） よくわかりました。昨日から散々聞かれましたので、2 番目にいきます。

新型コロナワクチンの集団接種会場となっている町民体育館を、災害時の避難所として運営するための対策はどのように講じるのかということ、先日の回覧で、町民体育館は避難所として使わないという回覧が回ってきました。

ただ、先に政府が打ち出したことですね、これちょっと読んでみますね。ワクチン会場が、接種会場を避難所に災害時どうすればいいのか政府が方針を示すということで、もう既に政府、国からは達しが来てると思うんですけど、集団接種会場を避難所と併用するよという話があります。

ただ町の場合はもう併用しないという回覧がきましたのであれなんですけど、やはり町最大の指定避難所である町民体育館がご存じのとおり集団の接種会場となっています。この場合、災害時の避難所運営体制に影響はないのか。ワクチン接種については、国も今後数カ月かかると説明しています。今日の新聞では県では 11 月いっぱい全県民接種すると言ってますが、とりあえず災害発生時の避難所運営について伺いたいと思います。

先ほどの新聞ニュース等でも国民にもお知らせがあったとおり、やはり災害避難と集団接種という待ったなしの対応だけに、国の方針がこうであれば町もそれに対応した方策をすべきではないかと思ひます。町の対応についてこの点について伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

町民体育館につきましては、予防接種会場のため、しばらくは使用できないものと考えておりますので、多くの避難者が予想される場合は多目的研修、また、多良木小学校体育館を開設し対応していきたいと考えております。

また昨年久米小学校の体育館、えびすの湯も避難所として追加しておりますので、そちらの方でも対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 国の方針がそういうことであれば、町もまた今後は再考してですね、どうか全国一律のような避難体制をとっていただければいいと思うんですが、深くは突っ込みません。もうテンポよくいきます。

3 番。災害対策基本法が改正され、避難指示と避難勧告が避難指示に一本化されました。これを町民にはどのように周知していくかということ、聞きたいんですが、3 月 5 日に災害対策基本法の一部を改正する法律案が閣議決定され、5 月 20 日に施行されました。この改正では災害時における円滑かつ迅速な避難の確保として、第 1 番目に避難勧告、指示を一本化することが謳われました。まだ改正施行されて間もないことから、住民にはどのように町としては周知するのか。これも時間的に猶予がないので伺いたいと思うんですが。とはいえ、もう散々新聞、ニュース、ラジオ、テレビ等でも、このことは恐らく知らない人はいないんじゃないかなというくらいアナウンスされてます。

ただ、先日の NHK の番組を見まして、人吉、令和 2 年 7 月豪雨の被災者の声ですね、やはりあのとき避難しておけばよかったと、避難してくださいと言われたとき避難しておけば、うちの家族は犠牲にならずに済んだと、やはりそういう声を切実に聞きました。

また熊日新聞 5 月 19 日ですね、に書いてある、これは大きく書いてあった記事ですが、避難周知悩む市町村と。ちょっと読んでみますね。かいつまんで読んでみます。勧告廃止、指示に一本化。県内は梅雨本番のような大雨になったが、避難勧告と避難指示が指示に一本化される。発令のタイミングや、住民がとるべき避難行動の周知に市町村の試行錯誤は続きそうだということで、一本化は災害対策基本法の改正に伴う洪水警報レベルを 5 段階に分類、それに対応して市町村は避難情報を発令する。

これまで勧告と指示が同じレベル 4 の中に明記され、勧告が避難を始める、指示は重ねて避難を促すとされた。しかし、避難するタイミングのわかりづらさが指摘され、逃げ遅れが後を絶たなかったということで、昨日も課長言われましたが、やはりあの発令するタイミング、時間帯によってはやはり避難する人しない人、分けられると思いますが、再度この辺の危険回避のための徹底した周知はどのように行うか。この辺を伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それではお答えいたします。

先ほど議員が申されたように、5 月 20 日から避難勧告と避難指示緊急が一本化され、避難指示として運用をされているところでございます。町では回覧、ホームページ、電光掲示板、庁舎内へのポスターの設置により町民の皆様にはお知らせをしているところでございます。

また 5 月 27 日に全世帯へ配布しました熊本マイタイムラインの要約版にも記載があるところでございます。災害リスクの特に高い土砂災害警戒区域及び浸水想定区域にお住まいの方には、消防団により個別訪問を行い、パンフレットにより周知を行っていただいているところでございます。

今後もですね、研修等を開催した際には、引き続き周知を図っていきまして、全町民の皆様にも周知が図れるようやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） よろしく申し上げます。その辺ですね。

先日の NHK のまた違う番組で令和 2 年 7 月豪雨のときの増水の仕方、これが今までの洪水と増水の仕方とは全く違うということで、水位が徐々に上がっていくのではなくて、もう川が、川全体がもう大きくなってその津波のような圧力で流された。なんか専門家もそういうふうに言ってましたけど。やはりそういう災害が続いている昨今は、そういう徹底した周知ですね、やはりせつかく災害対策基本法も改正されましたので、1 人の犠牲者も出すことなく、多良木町は安全であるということで町長の公約にもある安全な町ですね、それを実現して、町民としてもですね、いきたいと思えます。忘れてましたけど私、防災士です今度から。よろしく申し上げます。椎葉課長の下で頑張りたいと思えます。

それで、また今度あの個別避難計画も国の方が作れと、市町村にですね。一部の計画ができて、一部計画ができて市町村が 50%。今現在ですね。多良木町がどのくらい進んでるかわからないんですけど、個別避難計画ですね、それも作れとなってますので、次回ネタがなかったらそれ聞きます。次いきます。なかなかペーパーレスも良さそうで難しいところがあって。

質問事項 2 番。現中学校敷地の利活用について。質問の要旨、中学校移転改築事業が本年度から実質的に動き出しました。広大な現中学校敷地の利活用についてどのように考えているかということで、令和 3 年度がスタートし、中学校移転改築計画がいよいよ本格的に始動しました。移転後の現中学校敷地については、以前から町長もおぼろげには発言されていますが、今の老朽化した校舎や体育館の利活用は、私が考えるには大変難しく補修を行うにも多額の費用が発生します。移転改築だけでも相当の予算を消費する以上は、この部分にお金をかける余裕はないと思われまます。かといって、解体した後の敷地についても、以前町長が言われた企業誘致や教育施設の誘致も難しいのではないかと私なりに考えます。

現中学校敷地は隣接する町民グラウンドや野球グラウンドなどの広大な面積と合わせることで、タイムリーに必要とされている災害時の避難、避難スペース、仮設住宅、車内泊利用には打って付けではないかと思えます。そのことを含めて町長に伺いたいと思えます。

○議長（高橋 裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員の前のご質問に確か令和 5 年の 9 月に移転を予定しているというふうに申し上げたと思えます。中学校の校舎では、現在、生徒たちが学習をしております。議員のお気持ちは本当によくわかります。そして、跡地をどういうふうに活用していくのかについてはですね、議員の皆さんと話し合いをこれから詰めていかなければならないというふうに思っています。

何分あの場所は、令和 5 年の 9 月までは何ていいますか、今の例えば今 6 月を入れますとですね、大体 28 カ月後ということになりますので、2 年 4 カ月くらい後の多良木中学校の移転ということになるかと思えます。今の予定ではそういうことになります。またその間、何らかの事情でですね、移転が遅れるということがありますとまた数カ月延びるという場合、もっと期間が長くなるかもしれないということも想定しなければいけないと思えます。

跡地の活用について具体的な論議を始めるそういうタイミングと申しますか、時期を得たときにどうするのか、それまで議員の皆さんと色んな話し合いをしていく必要があるというふうに思っています。

中学校が移転をすれば当然、多良木町が将来にわたって明るい希望が持てるような、伸びていくべき何らかの魅力的な場所にしなければいけないというのは、議員の皆さん方も私たち執行部も、考えてるところは一緒でありますので、これから皆さん方と話し合いながらですね、方向を探っていくという中で、おのずからその答えが見つかるのかなというふうに思っております。その時期が到来しましたらと申しますかですね、到来しなくても、全協とか、それから懇談会等々で皆さん方でお話をさせていただき、あるいは執行部と話をすることができると思えますので、そういう機会をとらえて、私たちも色々と提案をしていきたいというふうに思っています。

議員の皆さん方に良いお考え等がありましたらですね、是非ご提案いただいて、議会の皆さんと執行部で知恵を出し合って、色んな提案について話し合いながら、良い方向に進める、多良木町が良くなるような方向に進めるように、お互い協力をしていければというふうに考えております。

先程議員もおっしゃいましたが中学校の跡地は、面積的にもですね総面積が 3 万 4, 151 平方メートルですね。3 万 4, 151、ですから非常に広い敷地ですよね。それから建物の面積も 5, 380 平方メートルということですので、かなり広い場所と建物になります。広域農道とか、それから人吉水上線ですね、こちらとも非常に近い場所ですので、議員おっしゃるように総合運動公園ですね、これはもう前から議員がおっしゃっております総合運動公園、あるいは広域避難所としても使えるかもしれませんので、そういう提案もこれから練っていけばと思えます。

議会の皆さん方、そして住民の皆さん方から色んなご提案をいただく中でですね、あの場所をどういうふうに活用していくのか、これから話し合いを進める必要があるというふうに思っております。

現在の状況で確定したものはまだ何もありません。何に使うかということ全く今白紙の状態です。これからはですね、住民の皆さんの代表であります議会の皆さん方とお話をし、そして住民の皆さんにも問いかけをするという場面も多分あると思えますので、そういうことを重ねながらですね、執行部そして教育委員会の方々と一緒に考えていければというふうに思っています。

色んな良い提案があると思えますので、そういう提案を出していただいて、そしてあそこ

をどういう場所にしていくかという方向性をですね、醸成していければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） そうですね、これからまた色んな協議、議論を重ねてですね、一番いい方向に持って行っていただきたいと思うんですが、私も一応、なんちゃってに近いアスリートですけど、やはり 400 メートルトラックの整備とか、八日原運動公園のテニスコート移設とか、最近ではグラウンドゴルフ場をですね、また町民グラウンドに戻してくれないかとかいう意見も聞きました。それはやはりトイレの関係とか、防災の関係とかも含めたところでそういうお願いが聞こえてくるんだらうと思いますが、何回も言いますけど、やはりあの辺の、町長も言われた運動公園化することで広域避難所としての機能強化、それより、それも含めて町のランドマークになるんじゃないでしょうか。

やはりこういうことには大きな予算が必要となりますが、防災減災の視点や、やはり国、県の支援を受けたり、今いろいろ取りざたされているクラウドファンディング、また町内外からの企業の支援など、幅広い支援策が得られれば、また予算的にも十分可能ではないかと思えます。

去年の新聞があるんですが、3 月 24 日、熊日ですね。これに結構大きな対談記事が出ました。ちょこっとかいつまんで読みます。特別対談、熊本をランナーの聖地に。なかなか良いタイトルで、筑波大学の男子駅伝部監督弘山さんと立教大学の男子駅伝部監督上野裕一郎さんが対談されました。これでどういうことを言われたかということ、筑波大学が今年の箱根駅伝で 26 年ぶり出場を果たしました。これは熊本の昨年この令和 2 年ですから令和元年ですね、の熊本合宿の成果だと思っておりますということで、筑波大学の監督はおっしゃってます。金栗四三ですかね、の故郷として全国に知られるようになった熊本県を、ランナーの聖地という機運が高まっています。今回、大学の指導者が水上村と玉名地域を視察していただき、その可能性や意義についての貴重な意見やアドバイスをいただいたということで、水上村のスカイビレッジですね、クロスカントリーコース。これは全天候トラック、ダム周回コースと色々コースがあって、環境は整っていると思う。

ただここで、その上野さんの方がですね、立教大学がトラックが 400 メートルなら申し分ないなど。ということは、トラックは 400 メートルのトラック、標準ですね、これはもう今世界標準ですから。があつたらクロスカントリーコースと 400。申し分ないと。これはもう熊本をランナーの聖地に。あとはもうちょっと省略しますね。ということ言われてますので、これはもう乗るしかないなど。私が言ってるだけです、乗るしかないなど。

やはり球磨郡の陸上関係、テニス関係は、こっちのやはり町長言われた町の中心部、交通アクセスの良さからこの場所にそういう整備を望んでおられる方がほとんどです。ですから、やはりそういう声もですね、一つの意見として取り入れながら、町の将来、これでも合宿が来ます、間違いなく。とブルートレインはもう予約はとれないと。申しわけないですけど。えびすの湯はもう大繁盛。でもし移住されて役場に來たら、笑顔の温かい対応で役場の気持ちのいい多良木はなんて良い所だろうと。もうこれはもう V 字回復。私のイメージですね。そういうことになりますので、ひとつまた今後ですね、いろんなそういう議論を重ねてよりよい方向でいってほしいと思います。

次、3 番目。良いですね、テンポが。これぐらいでいきたいと思えます。介護予防推進策について。今年度の介護保険料が全国平均 6,000 円を超えました。介護保険料上昇抑制に向けた介護予防推進策をどのように講じていくかということで、議会の資料でもいただきました。ただ資料読んでみますと、なかなか思ったようにそれが機能していないというか、到達していないということもよくわかりました。

国が考えているように、現状の介護予防事業をそのまま継続しても、将来の予測で 2040 年

度での介護保険料は全国平均で 9,000 円を超えているとしています。町も当然、現行の介護予防策をさらに進めるべきであると思いますが、町単独で、あるいは広域連携事業でのさらなる介護予防対策を講じる考えはありませんか。

具体的な対策作成の方策や内容を検討しているか聞きたいんですが、例えば上球磨地域包括支援センターや介護事業者、医療機関等々と協議の場を今後どのように設けていくかとか、目標を決めたスケジュールをどう立てていくかが重要になると思います。

国からの基本方針がいつ頃出るかわかりませんが、この基本方針が出るのを待つのではなくて、やはり広域的にでも広域連携でも町単独でも他業種を巻き込んだ対策を、先行的、先進的に計画して、多良木町が、上球磨地域がですね、介護予防の先進地となるべく頑張ってもらいたいと思うんですが、介護予防についての今後の方針、方策、目標、これを伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それではお答えいたします。

まずは、本町の介護予防策につきましてご説明いたします。本町の介護予防策につきましては、地域の支援事業の一つとしまして、介護予防教室や地域の公民館等での体操指導等を実施しております。

主な事業は週 1 回の頻度で筋力アップ教室を開催し、また 65 歳に到達された方を対象に運動機能測定会や男性向けの体操教室などを開催しております。また、地域の公民館等での集まりに体操指導を行う指導者を派遣する地域出張講座、社会福祉協議会の委託事業としてガンバルーンという危惧を用いた、ガンバルーン体操指導者養成事業などを展開しております。あわせて、住民の積極的な介護予防に対する取り組みを支援するために、介護予防サポーター養成講座、既にサポーターとなられております方向けのフォローアップ講座などを実施し、住民の方が介護状態にならないための支援を行っております。

それともう一つが、介護予防事業の充実を図ることを目的としていることで、今年度より介護予防日常生活支援総合事業の訪問型サービスとしまして、短期集中型の訪問リハビリ事業を実施しております。この事業は、上球磨地域包括支援センターにリハビリ専門の職員を配置しまして、通所系のサービスを利用することが困難な方や、閉じこもりがちの方に対して、在宅でのリハビリ指導を行うことで、要介護への移行を予防することを目的に実施するものです。既に実施しております通所型サービスとあわせて、効果的な介護予防に進むものと期待しているところです。またこの事業は、介護サービス事業所への派遣も可能としております。各事業所の介護従事者へ指導を行うことで、自立支援、重度化防止の取り組みが尚一層進むよう、周知を行っております。

また介護予防把握事業としまして、本年度要介護者を除く 75 歳以上の高齢者、約 1,400 名になりますけれども、を対象に基本チェックリストという調査票を用いたアンケート調査を実施する予定としております。

高齢者の多くは加齢にともない筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を加することで生じやすい衰え、これをフレイルと申しますが、このフレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えておりますので、この調査を行うことで現在の心身の状態を早期に把握することが可能となり、また支援が必要な方の掘り起こしもできると期待しております。窓口などで相談があった時点で、既に重度化が進行しつつあるという状態の方が見受けられますので、そのような状態になる前に、早期介入を図る手段として実施したいと考えております。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） やはりそういう方策を考えられているということは、これを今度はちゃんと町民にですね、全町民に周知して、こういうのをやりますからということで、早め早めにですね、そういう対策を町は打つんだぞということを町民にお知らせ願えればいいと思

います。

最近のニュース、医療関係で見ると、米国 FDA、薬品、医薬品局何とかがですね、日本の製薬会社エーザイと米国の製薬会社バイオジェンが共同開発した、抗アミロイドβ抗体。これが薬品名がちょっと読みにくいんですけどアデュカヌマブを承認したそうです。これは今までご承知の方多いと思うんですけど、既存の認知症治療薬アリセプトの承認から四半世紀経ってようやく、新たにアルツハイマー病の病理に作用する最初の治療薬だということです。要するにアルツハイマー病の原因であるアミロイドβの蓄積に直接作用する世界最初の薬剤ということです。写してきました。ネットで見て。

このようにですね、医学的な進歩もあり、やはり課長がおっしゃられたそういう体操とか、そういう予防、基本チェックとかですね、それと併せてやはり医学的な、こういう医学的な有効なことも含めて、いろいろ町民が介護状態にならないような方策をですね、とっていただければいいと思います。介護事業所とリハビリ事業所、医療機関ですね、と行政が連携したら、有効な対策を打てるんじゃないでしょうか。ただアルツハイマー病も進行したら、このアデュカヌマブも効かないということです。初期段階で、やはりそういうチェックリスト等でおかしい、異常を発見してですね、素早く医療機関と連携するなり、ケアマネジャーあたりを介して連携するなりしていけば、有効な対策がとられるんじゃないでしょうか。いいです。そこで、はい。

はい次。あと 2 項目。今日は昼食もとりたいので、早めに行きたいと思うんですが、これまたあと 2 項目も重要なことだと思うんですけど。質問事項の 4 番。SNS によるいじめ対策について。質問の要旨、インターネットやスマートフォンの普及により、SNS でのいじめによる自殺が全国の学校でも起きているという現状に、町はどう対処していくのかということで、今ほとんど、大人もそうですけど、中学生、小学生、スマートフォンを持っています。小学生中学生はもうスマートフォンを持ったら使い方もすぐ覚えてですね、私たちのようにスマートフォン持ってるけど、電話しかかけられないという人は、まず今の若い世代ではないと思います。議員にはいっぱいいます。私も含めて。電話しか使わないと。

ところがそういう当たり前の日常、そういうことが当たり前になってきた。またさらに新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、巣ごもりとかテレワーク。わずか 1、2 年前には考えもしなかったワードが、当たり前のように使われています。

報道では、その SNS を使った投稿者に対する誹謗中傷や、集団で個人を攻撃するようなやり方に、投稿者や SNS で仲間外れにされるなど、いじめを受けた生徒がみずから命を絶つという事件がクローズアップされるようになりました。

これは SNS、いじめ、よくワイドショーでも取り上げられてますけど、社会人ばかりではなく、一つの例を挙げれば 3 月ですね、この 3 月、愛知県で女子中学生が SNS によるいじめを学校に相談していたにもかかわらず、自殺してしまったなんとも痛ましい事件が起きました。身近でも旧多良木高校の生徒が同じように SNS 関係を苦にして亡くなったということも、私の記憶には鮮明に残っています。

そこで町の教育現場において、子どもたちの SNS 利用状況をどのような方策で把握されているか。まずその点を伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一郎君） お答えいたします。

本町の児童生徒の SNS 利用状況については、毎年 11 月から 12 月末に熊本県が実施しています、心のアンケートにおいて把握を行っております。その結果によりますと、本町の携帯、スマートフォン保有率は小学校ではおよそ 2 割程度、中学校では 5 割弱程度となっています。

しかしながら、児童生徒が自由に使える端末や SNS を利用できるゲーム機器等まで含めると、小学校では 5 割以上、中学校では約 9 割の児童生徒が利用可能となっております。

それらの機器を使っの SNS 利用状況については、きちんと把握はできてはおりませんが、かなりの児童生徒が利用しているものと考えられます。

このような状況を踏まえ、各学校では心のアンケートだけでなく、定期的な生活アンケートや個人面談等を実施し、利用状況等についての把握に努めております。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 先ほどの名古屋の事件のをこう新聞読んでみますと、市の教育委員会によると、学校側は女子生徒が自殺するまで加害生徒 2 人に直接指導していなかった。女子生徒側が学校に相談した際、報復を恐れて加害生徒への聞き取り調査を希望しなかったためとしています。

教育委員会は学校の対応が適切だったかどうか調べているということで、やはりあの教育委員会もですね、その辺、何かの兆候があったり、そういう訴え等がある、訴えたくても訴えられないということをやはり察知してですね、対策をとってほしいんですけど、6 月 4 日の熊日新聞にも、このいじめ問題は大きく取り上げられています。

例えば、中学生のインターネットの掲示板や SNS など嫌なことをされたという方が 10.6 パーセント、前年度より 3.6 ポイントも上がっております。やはりこういう、やはり身近なところでもそういう事実があるわけですから、やはり多良木町もですね、決して対岸の火事ではないと思います。

もしその SNS が不適切に使われていたり、SNS 上でのいじめが疑われる事案の報告があったり、その事案を確認した場合に、学校はどのように対処しますか。マニュアル化してすべての教職員や保護者に対応を促すのか。相談、連絡、報告の体制はどのようにしていくのか。この点伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

SNS 上でのいじめについては、各学校で作成しているいじめ対応マニュアル等に基づき、早期対応、早期解決を目指し取り組んでまいります。具体的には情報収集と事実確認を行い、加害、被害の児童生徒及び保護者への個別の対応を行い、必要に応じて全体指導や外部専門機関との連携を図りながら、学校総体として対応してまいります。

SNS の不適切な利用やいじめの際には、情報収集と事実確認において、書き込みや画像動画等の具体的内容を保存するとともに、拡散防止のために送信先や保存先等の特定を行い、確実に削除できるように対応してまいります。

SNS の不適切利用やいじめについては、学校外で行われることがほとんどであるため、職員がアンテナを高くしながら、常に情報収集を行う必要があります。それと共に児童生徒への情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対して、SNS 利用に関するモラルやマナー、家庭内での利用の決まりの徹底などについても、啓発を行っていかねばならないと考えています。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） 今はいじめは、かつての私たちがご幼少の頃のように、直接的とか学校の中とかではなく、課長言われたとおり、どこからでも個人攻撃できる SNS という環境で広がっています。対応する教職員や家族も、その難しい局面に直面しています。

決してこのことを対岸の火事と捉えることなく、他山の石として、過去の事件も教訓として、どのような形でのいじめもない、楽しく充実した、まるで私が送っていたような学校生活を、今の子どもたちにも送ってもらいたいと思います。という決意で教育行政に当たっていただきたいと思います。なかなか原稿読むのも難しかですね。このままいきます、最後まで。はい。

最後の質問になります。ちょっと待ってください。5 番目の質問ですね。ヤングケアラーの

実態把握について。

質問の要旨、全国で家族の介護などに追われる子どもたち、いわゆるヤングケアラーが問題に、昨今問題になっています。町の実態は把握しているのか。またこの問題に対して、今後どのように取り組むかを伺いたいということで、ヤングケアラーですね、最近よく耳にします。私もヤングケアラーだと言いたいですけど、既にオールドなケアラーですけど、やはりあの今、ひとり親家庭が増えたということもあろうかと思いますが、ニュース報道では、家族の介護に追われる子どもたち、いわゆるヤングケアラーについて、支援策を検討してきた国のプロジェクトチームが報告書をまとめ、学校や地域などで早期に把握して、支援につなげる体制を強化することなどが盛り込まれたとありました。

それによりますと、家庭で両親や祖父母、兄弟の介護や世話をしている子どもたちはヤングケアラーと呼ばれ、国の調査では中学2年生のおよそ17人に1人、全日制の高校2年生のおよそ24人に1人が世話をする家族がいると回答しています。これ中学2年生だけが17人に1人、高校2年生が24人に1人ということは、全学年合わせるとさらに大きな数字になると思います。まさに氷山の一角と言える数字でしょうが、先ほど言いました、ひとり親家庭が今後増えていくような社会情勢では、言わずもがなこういうヤングケアラーというのが増えてくるのではないのでしょうか。

私もかつてケアマネジャーという仕事をしていましたが、そういうケースは幸いにもありませんでしたが、これも決して先ほどの問題と一緒に対岸の火事ではありません。これまでにそのような事例について町に学校や住民から報告や連絡、相談があったり、疑わしい事案を確認したことはありませんか。まずそこを伺います。

○議長（高橋 裕子さん） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） お答えいたします。

議員申されますとおり、私たちの方にも、厚生労働省より令和3年5月26日付けでヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの取りまとめ報告についてということで通知が届いております。このプロジェクトチームでは、ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対して、関係機関、団体等が緊密に連携することで、早期に発見して適切な支援へ繋げる取り組みが重要であることから、今後講じるべき施策について検討がなされたようです。

プロジェクトチームの取りまとめの中で現状と課題として挙げられておりますが、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくい構造であり、また福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分であると報告されております。

そこで議員ご質問の、町に対して学校や町民から報告や連絡があったり、疑わしい事案を確認したことはありませんかのご質問であります。私ども福祉課では介護、障害、子育てに関する業務を担当しておりますことから、最もヤングケアラーの問題に関係する課であると思っております。そこでそれぞれの係にヤングケアラーに関する情報提供や、そのようなご家庭を把握していないか確認いたしました。現在のところないということでした。また教育委員会にも確認しましたが、同様な状況であります。

本町におきましても、実際そのようなご家庭があるかもしれませんが、プロジェクトチームの現状と課題にもありますとおり、家庭内のデリケートな問題でもあり、表面化しにくいということもありますので、なかなか現状を把握することは難しい状況であります。しかしながら、支援が必要なご家庭の情報提供等がありましたら、現在子育て支援係の方で、関係機関、関係者に集まっただき、個別検討会などを開催するようなことも行っておりますので、そちらの方で対応していきたいと思っております。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） まず把握ということで、例えば家族構成、学校側が把握している家族構成とか、ここはひとり親家庭で、ちょっと障害のある子がいるとか、おじいちゃんかおばあちゃんが少し介護の必要な人がいるとか、ある程度把握できるかなとは思っているので、やはり学校側と連携してですね、早期把握ですね、にそういう予防策をとっていただければと思います。

厚生労働省と文部科学省が合同で設置したプロジェクトチームですね、先ほど課長言われたプロジェクトチームだと思うんですが、支援策をまとめた。それによると、ヤングケアラーを早期に把握して支援につなげるため、教育委員会の担当者だけではなく、医療機関のソーシャルワーカー、ケアマネジャー、児童委員、それに子ども食堂のスタッフなども研修を行うということでした。ちょっと早口になってすいません。

また相談体制を強化するため、子ども時代に家族を介護した人が対面や SNS などで相談に応じる事業や、ソーシャルワーカーやカウンセラーなどを学校に配置する自治体への支援も検討するという事です。このほか、子どもが主に介護を担っている家庭には、子どもによる介護を前提とせず、在宅向けの介護サービスの提供を十分に検討するよう自治体などに周知し、若い兄弟の世話をする子どもがいる家庭のために、家事や子育てを支援するサービスの創設も検討するなどとしています。

厚生労働省と文部科学省は報告書をもとに具体的な支援策を検討し、来年度の予算編成に向けた準備を進めることにしているということでした。要するに国は予算措置を講じるため、まずは全国の詳細な状況を把握するために、自治体による実態調査を促すということです。

先進的な取り組みとして、さいたま市はすべての市立中学校生徒を対象に、生徒に配付している端末などを使用して調査を行い、秋までには結果をまとめる方針だそうです。多良木町も生徒の数からいって、配付しているタブレット端末などを使って調査をすることはそんなに難しいことではないと思います。

今後国からも詳しい内容について通達、通知等で示されると思いますが、町でも先駆けた取り組みや、取り組み等の準備を行うべきだと思います。ちょうど時間が来そうなので、最後に教育長にですね、このヤングケアラーについて今後の取り組み等について等、お考えあればお聞かせください。

○議長（高橋 裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） それでは失礼いたします。ヤングケアラーについてのご質問であります。

このヤングケアラーという言葉、概念は最近よく聞くようになりましてけれども、まだ新しく出てきた言葉ですね。したがって、私もあんまり深く、勉強不足でありますけれども、深く勉強しておりませんので、認識の度合いが低いというか、そういう私自身の状況がございいます。

ヤングケアラーについてということですけども、何が問題なのか。そのケアをする、おじいさんおばあさん、お父さんお母さん、若い兄弟、このお世話をすることそのものの行為、これは立派なことですよ、むしろ称賛すべきことでもあります。私たちが昔はお手伝いをやっておりましたし、私もヤングケアラーだったかもわからんと今思ってるんですけど。

私の母は、私が中学生の時にすい臓癌で亡くなりまして、2 番目の母が来るまで、1 年半くらいブランクがありました。おやじは多良木高校の事務長でしたので、今は多良木高校は無くなりましたけれども、毎晩、用地買収のために農家の方々に土地を売ってくださいと、一升瓶下げて行ってたと言っておりました。私はもう高校入試に向けて勉強してましたので、夜中の一時頃、自転車に乗って、ホテルのひかりのような明かりを灯して向こうの百太郎溝の方から我が家に帰ってきておりました。大体 1 時、2 時頃帰ってきてましたね。ということは

それまで私は勉強してたということですけども。そしてやっと多良木高校のあの広大な用地は売っていただいたわけでありまして。

母も死にましたので、私が家事一般、全般、大半をやっておりました。ご飯炊き、炊事、洗濯、掃除、風呂焚き、中学校の授業を受けているときに、今日の晩飯何にするかなと、おかず何するかなと、そういうことを考えていたときもありました。授業中に。ちくごやさんてありましたので、帰りはそこで買い物して帰ってました。当時はガスコンロも何もありませんでしたから、焚きもの割って火をくべてやってましたよ。関係ないことを言ってますけど。

ヤングケアラーの話題ですので、関連した話ということでお話し申し上げますけれども、今考えれば、やっぱ学業にもかなり支障をきたしましたし、やっぱりヤングケアラーだったかなあと思ってるんです。しかしその時、そういう意識は何もありませんでした。一生懸命家族のために頑張らねばならぬという思いでやってました。

そういうこともあったんですけども、何が問題なのかと言いますとですね、まあいくつかあると思いますが、まず 1 点は、18 歳未満の子どもですよ、彼らとその年齢あるいは身体的発育の実態にそぐわない過度なお世話、過度なお世話をして心身の成長に支障をきたす。これが一つ問題だろうと。

2 点目は、ケアのために学業の時間がとれない、学校になかなか行けない、家庭学習ができない、部活動を辞めなければならない。こういった問題が起こってくる。

3 点目は、お世話に時間をとられましてですね、友達と一緒に遊んだり、スポーツを楽しんだりする子どもらしい日常、これが送れない。こういうことも問題ではないかと思えます。

さらにもう一つ大事なことは、本人や家族がですね、ヤングケアラーだという認識がないと。これはやっぱ大きな問題であります。

私が考えた問題点というのは以上のようなことでありますけども、なんさまこのようなことがあって、青少年として健全な発育が保証されていないということが大きな問題であります。さてじゃあ教育委員会、あるいは町部局の福祉課も含めましてですけども、私は教育現場ですので学校関係を中心に申し上げますが、今後の取り組みです。

まず最近出てきましたヤングケアラーという概念ですので、これは恐らく学校現場の先生方もですね、やっぱり認識はまだ不十分だと思いますよ。だからヤングケアラーとは何なのか、そしてどういうことが問題なのか、どういうふうに取り組んでいけばいいか、そういう研修をまずやらなければいけないと思います。そしてヤングケアラーについての認識を深めていく、これが大前提であります。

二つ目に、じゃあ我が町内の子どもたちはどうなのか、子どもたちの実態把握に努める。例えば定期的な生活アンケートをする、個人面談を行う、あるいは民生児童委員さんとか区長さん等との情報交換、こういう方法もあるのではないのでしょうか。

それから 3 点目に、学校内での情報共有と、それから相談体制の整備ですね。これは学校の中に構築する必要があると。恐らく各学校におきましては、いじめ不登校等対策委員会がありますので、こういったところで対応していかれるのではないかなと思ってます。

4 点目は、もう先ほどもありましたように関係機関との連携ですね。医療、福祉、介護、教育、こういったものの連携を通して支援を行っていくと。

最後に 5 点目はですね、なかなかこのヤングケアラーをやっていることは、子どもにとってはやっぱり言いにくいことでもあるでしょう。なかなか学校にも情報が伝わってこない場合があります。

ですから、1 番子どもと身近に接しているのは学級担任ですので、学級担任が子どもたちとの人間関係をしっかり作って、何でも物が言える学級の雰囲気づくり、これが 1 番重要だと思います。何ば言うても先生は聞いてくれやっ。それがしっかりできておれば、子どもは何

でも話してくれると思います。そこのところは非常に重要でありますので、これから学校訪問等も行いますけども、校長会、学校訪問等でそういうことをお願いしていこうかなと思っているところであります。以上です。

○議長（高橋 裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原 清君） わかりました。教育長はそんなに勉強されていたとは私はゆめゆめ知らず、9 時頃には寝てました。教育長の家と一緒に勉強に行けばよかったなど、今にして思う私です。また、教育長のお父さんにはさんざんお世話になりました。議長も一緒だと思うんですが。よく職員室には呼ばれましたので、本当、お父さんにはお世話になりました。

ですね、やはりこういう、先ほどの SNS いじめ、こういうヤングケアラーの問題ですね、この辺やはり町としても早期に取り組んでいただいて、いじめのない、ヤングケアラーの支障もない、町に行けば総合運動公園がある、えびすの湯があって優しく対応してくれる役場があるとなれば、もうこれは多良木町はもうすばらしい町になりますね。

ということで、次の議事進行には私の質問が大きく関係するということでしたので、余計なこと言わずこの辺で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（高橋 裕子さん） これで 11 番猪原清さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。

（午前 11 時 08 分休憩）

（午前 11 時 18 分開議）

日程第 2 「同意第 1 号」 固定資産評価員の選任について

○議長（高橋 裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、同意第 1 号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第 1 号、固定資産評価員の選任について。

固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるといふものでございます。令和 3 年 6 月 8 日提出でございます。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地 7508 番地。氏名 東 健一郎。生年月日 昭和 41 年 1 月 1 日。

4 月の人事異動によりまして、固定資産評価員の一角をなしております税務課長が変わりましたので、今回、新たな固定資産評価員の選任をお願いするものです。

略歴書につきましては、別紙として添付をいたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 裕子さん） 討論なしと認めます。

これから同意第 1 号、固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋 裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に 7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋 裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。7 番源嶋たまみさん、8 番豊永好人さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第 3 「諮問第 1 号」 人権擁護委員の推薦について

日程第 4 「諮問第 2 号」 人権擁護委員の推薦について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 3、諮問第 1 号及び日程第 4、諮問第 2 号の人権擁護委員

の推薦については関連がありますので、多良木町議会会議規則第 36 条の規定によって、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、諮問 1 号とあわせまして、諮問 2 号まで一括で提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。令和 3 年 6 月 8 日提出でございます。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字多良木 3888 番地。氏名 米多やよい。生年月日 昭和 35 年 1 月 2 日。

提案理由は、松本喜久子委員が令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためでございます。略歴につきましては、別紙として添付をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。令和 3 年 6 月 8 日提出というものでございます。

住所 熊本県球磨郡多良木町大字久米 2596 番地 2。氏名 池本一正。生年月日 昭和 29 年 9 月 4 日。

提案理由、池本一正委員が、令和 3 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためでございます。

以上あわせて 2 件、一括提案とさせていただきます。略歴につきましては、池本委員につきましても別添として添付をしておりますので、よろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

この質疑は、諮問第 1 号及び諮問第 2 号を対象として一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから諮問第 1 号及び諮問第 2 号の人権擁護委員の推薦についての討論と採決を行います。この討論と採決は、諮問第 1 号及び諮問第 2 号をそれぞれ 1 案件として、個別に討論と採決を行います。

お諮りします。

採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、採決は無記名投票で行います。

それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について、米多やよいさんの討論と採決を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。6 番魚住憲一さん、9 番久保田武治さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、米多やよいさんの推薦に同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋裕子さん) それでは、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、池本一正さんの討論と採決を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

これから諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番村山昇さん、10 番宇佐

信行さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取り扱います。

また、他事記載のある投票については、無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(高橋裕子さん) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋裕子さん) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長(浅川英司君) それでは点呼をいたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋裕子さん) 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦については、池本一正さんの推薦に同意することに決定いたしました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

日程第 5 「同意第 2 号」 副町長の選任について

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 5、同意第 2 号、副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) それでは同意第 2 号、副町長の選任についてということでご提案をさせていただきます。

副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるといものでございます。令和 3 年 6 月 8 日提出。

住所 熊本市東区長嶺南 3 丁目 4 番 110 号。氏名 塚本健。生年月日 昭和 47 年 9 月 16 日です。

ご承知のとおり、前任者の島田副町長が亡くなられて以来、副町長の席が空席となっておりますので、今回選任につきましてご提案をさせていただくものです。

略歴につきましては、別に略歴書を添付いたしておりますので、ご覧くださいますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番猪原さん。

○11番（猪原清君） 3点お伺いします。

副町長の塚本さんを選任された理由、経緯。2点目が副町長の任期。3点目がその任期の根拠をお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、理由につきましては、今、多良木町いろんな事業をやっておりますけれども、やはり国県とのつながりというのは非常に大事になってきております。予算を見ていただいてもわかりますとおり、議員ご承知のとおりですね、80%近くが依存財源となっております。そういうことから、なるべく多良木町の方に有利な形で補助金等々ですね、持ってきてほしいということ。

それから多良木町今回法人を立ち上げてまして、新しい局面に今差しかかっておりますので、非常に大事な時期であるということがもう一つです。

それから、副町長の法的な任期につきましては4年ありますが、ご本人が熊本県の職員でありますので、熊本県庁における自分の位置というか、それがありまして、やはり4年丸々というのはなかなかご本人もですね、大変だろうということで、まずは2年ということで考えております。

それから根拠につきましては、やはりあのこの根拠というのは、今申し上げた部分の中に入ってるわけですが、とにかくあの新しい副町長に来ていただいて、新しい風を吹き込んでいただければ、随分雰囲気も変わってくるかなというふうに思っております。

まだ若い方々ですので、ぜひですね皆さん方のご指導をいただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9 番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 2点伺います。

まず一つはですね、今回その副町長の選任にあたっては、町内在住者やあるいは町内出身者、そういった方をですね、起用するっていうことは考えにならなかったのかということ。

もう一つはですね、塚本氏ご自身が本町や職員の皆さん、町民へのですね、思い。そして副町長職務への決意をどのように語っておられるのか。

その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） まずあの町内在住の方ということも、最初は白紙の状態でしたので、町内在住の方ということも考えました。しかしですね、やはり私は前職が多良木町の仕事をしておりましたので、町のことはある程度自分で把握できるということが一つありました。

であのう町のOBの方とかですね、そういう方もいいのかなということも思ったんですけども、やはりあのOBの方がこられても、やはり私と同じ職にいた方だとしたらですね、それよりもやはり私の知らない部分をたくさん知っておられる方だと、情報はいろんな情報が入ってくる。新しい情報が入ってくるという意味でやはり町内の方よりも、県から来ていただいた方が今の時期はですね、時期的なものが一つはありました。

大事な時期だと思imasるので、町内在住の方もいいと思うんですが、今回はひとつ、今申し上げたように私が公務員であったということが一つありまして、やはり県から来ていただいた方がいいというふうに思ったということが一つです。

それから決意ということなんですが、ご本人にお会いしました時に非常に好青年でありまして、町、地方自治、それから各町村の動きというのを非常に興味っていうか、関心を持っておられましてですね、ぜひやってみたいという意欲を持っておられる方です。今ちょうど湯前にも副町長、県から来ておられますけれども、やはりあのそういう部分での刺激も受けられたということも言っておられました。

やはりあの町村のことを知っていただいて、そして県に帰って、やはり町村のことがわかる県の職員というのは非常に強みだと思imasるので、そういう部分も多分あったのではないかなというふうに思っております。

諸々、ご本人の頑張ってみようという決意が見られましたので、是非私も来ていただきたいということになりました。

そういうことでご理解いただければというふうに思imas。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから同意第2号、副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

この採決は多良木町議会運営の申し合わせにより、無記名投票によって行いたいと思imasますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き11名です。

次に、立会人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番坂口幸法さん、11番猪原清さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願imas。

なお、白票は反対として取り扱imas。

また、他事記載のある投票については、無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の立ち会いを願imas。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投

票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○**議会事務局長（浅川英司君）** それでは点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。4 番坂口幸法さん、11 番猪原清さん、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○**議長（高橋裕子さん）** 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号、副町長の選任については同意することに決定いたしました。議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

日程第 6 多良木町議会議員の派遣について

○**議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 6、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に一任されたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和3年度第1回多良木町議会(6月定例会議)を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後0時05分散会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員